

# 英独間の経済戦争と日本の対中封鎖作戦の相互の関係

1939年—1941年

土 井 泰 彦

## The Analysis on Development of Anglo-German Economic Warfare and Japan's Blockade against China from 1939 until 1941 and the Interrelationship between the Two Economic Blockades

Yasuhiko Doi

Anglo-German economic warfare entered a new phase when the Netherlands and France were defeated by the Germans in June 1940. British contraband control, previously the chief of weapon of the economic warfare became relatively unimportant and was replaced by a simple blockade so far as the naval situation allowed.

In Asia and the Pacific, Anglo-German economic warfare brought a distorted relation between Britain and Japan. There were two background factors which brought such confrontation.

The first one was related to the grave leakage from the British blockage against Germany. Japan tried to transfer some important products which were necessary for German war efforts and were contraband goods from the British point of view. Those goods were transported through the South Manchuria Railways and the Siberian Railways. Britain became very nervous of Japan's involvement in such leakage to Germany. On the other hand, Britain maintained supply-lines with France to support Chiang Kai-shek Government resisting Japan's military suppression through Burma and French Indochina. Japan being bog-

ged down over the war against Chiang Kai-shek tried to close those routes putting pressures on Britain and French Indochina but the Allies did not comply with Japanese demand insisting such routes were principal trade traffic only left to Chinag Kai-shek.

The other factor was a struggle between the allies and Japan for important raw materials produced in Asian countries which were colonies of Britain, France and the Netherlands. Japan tried to increase her purchase of raw materials from the South East Asia countries and to undermine the control of Western great powers over them. On the other hand, Britain tried to control important raw materials and agricultural products not to be exported to Japan or not to be reexported through Japan to Germany from Asian colonies of British Empire or of France and the Netherlands.

The tension reached a peak when France and the Netherlands were defeated by Germany in June 1940 and Japan put pressure on French Indochina and Netherlands East Indies to increase the share of export of raw materials getting the chance of Germany's overwhelming victory in Europe. Although Britain was in a predicament, she could secure positive support from the USA when the US Government decided in July 1940 to apply export license system to all of goods to be directed to Asia.

Therefore, two dimensions of the economic blockade, namely the British blockade against Germany on the one hand and the Japanese blockade against China on the other collided with each other in Asia while Japan could not deal with the Japanese-Sino War prolonged by Chinag Kai-shek's resistance and tried to find a way out of the difficulties planning to build up her sphere of influence called the Greater East Asia Co-prosperity Sphere.

The collision of the two operations for economic blockade brought a phase of economic warfare of Britain and the USA against Japan in Asia and the Pacific earlier than the entry of Japan and the USA into the War.

## 目 次

### 第 1 章 経済戦争の特徴と第 1 の段階

- 第 1 節 経済戦争に対するイギリスと日本の取り組み方と意識の差
- 第 2 節 戦争の長期化の前提
- 第 3 節 第 1 次世界大戦時との差異
- 第 4 節 中立国の分類と対策
- 第 5 節 コントラバンド・コントロールをめぐる日英対立

### 第 2 章 経済戦争の第 2 段階への進展と国際関係

- 第 1 節 フランスの崩壊と経済封鎖への傾斜

第2節 アジア・太平洋における日英対立の質的变化

第3節 フランス崩壊後の経済戦争手段

第3章 イギリスの経済戦争に対応するアメリカの政策変化

第1節 国防強化法による対英支援

第2節 選別ライセンス制度の強化

第3節 経済戦争の第2段階への政策調整

第4章 経済戦争の第3段階への進化

第5章 経済戦争の形態の分析

第6章 まとめ

## 第1章 経済戦争の特徴と第1の段階

### 第1節 経済戦争に対するイギリスと日本の取り組み方と意識の差

ヨーロッパでドイツとの戦争が起これば、その最初の段階で英仏など連合国が効果的に用いることのできる唯一の攻勢的武器として重視されたのが、経済的圧力 (economic pressure) であった。1939年4月の連合国参謀本部スタッフによる戦略的政策に関する広い視野からの討議資料もこの点にふれている<sup>1</sup>。イギリスが1925年のロカルノ条約でフランスとともにドイツの東の隣国ポーランドの安全保障を約束しても、ヨーロッパ大陸のフランスとドイツを飛び越えてポーランドを直ちに軍事的に支援することは不可能であった。したがってイギリス政府はドイツがポーランドへ侵攻した場合の対抗手段としては、とりあえずドイツに経済圧力をかけるのが現実的な政策だと判断したのである。

1939年4月の参謀本部首脳たちの戦略会議に出されたペーパーは、英対外貿易省 (Department of Overseas Trade) の産業諜報センター (Industrial Intelligence Center) が日独伊3国の経済情勢を分析したもので、そのこと自体イギリスの容易ならぬ軍事情勢と経済圧力の行使が官民の経済情報に支えられなければならなかったことを物語るものであった。経済圧力にはこの場合2つの形態があり、1つは敵国の戦争努力に不可欠な物資が海外から供給されるのを防ぐことであり、他は敵国の経済生活の破壊であった。後者はもっぱら空軍の役割であったが、戦時下でも純粋な軍事目標に攻撃を限定しなければならない国際法や国際道義の制約があった。そのため経済圧力の努力は前者に、つまり海軍力をバックにした封鎖に集中的に向けられることになった。

この経済圧力は、戦時にはとくに敵国の経済力を破壊するための経済戦争 (economic war) として位置づけられた。経済戦争は、敵国 (交戦国) の経済を混乱・破壊し、戦争遂行能力を経済的に抑制する戦争手段の1つであり、その目的が敵の敗北にあるという点では、軍事作戦の1つだとみることができる。経済戦争の機能は陸海空3軍の戦いを補完するものではあるが、総力戦のもとで戦争の長期化が予想されたとき、その重要性は前面に押し出された。英独戦争勃発後の

1939年10月末、英参謀本部首脳は、連合国が攻勢をとりうる唯一の分野が経済にあり、すでにドイツに対して外交的・財政的手段による圧力をかけていることを明らかにした<sup>2</sup>。

日本に対する経済圧力の必要性が討議されたのはかなり早い時期である。1930年代に経済圧力によって日本を抑制する可能性が種々の視点から検討された。初めは国際連盟による経済制裁政策として、後には中国における西欧諸国に対する日本の差別政策への報復手段として、さらに経済戦争全体の観点から検討が加えられた。そして具体的な計画が練られたのは、1937年7月盧溝橋事件に端を発した日本の対中戦争が本格的に進展したときであった。これらの討議から常に引き出された結論は、対日経済圧力の成功はいつにアメリカの協力にかかっているということであった。このイギリスの命題は、その後確固浮動のものとなり変わらなかった。1937年10月の英産業諜報センター報告書は、「日本の備蓄が枯渇したあと、英帝国や連合国の影響力下の地域からの原料資源の供給がなければ日本の経済は立ち行かなくなる。ただし英帝国のすべてはもちろんのことアメリカの効果的な協力がなければ、対日ボイコットの手段はその目的を達成し得ない<sup>3</sup>。」とした。

英帝国の安全保障を検討する帝国防衛委員会 (the Committee of Imperial Defence) は1937年12月末、対日経済圧力を行使するための明確な計画を準備することは、ドイツに対する同種の計画を準備することより優先的に行われなければならないという指令を下した<sup>4</sup>。このため対独経済圧力の具体的計画を作成のための作業は一時中断されたが、1838年3月に復活している。

想定された対独戦争時の経済戦争計画に水を差す形で、対日経済圧力の計画準備を優先させようとした指令の意味するところについては、いくつかの背景が考えられなければならない。まず国際情勢を考えると、イギリスではドイツとの緊張が1937年の前半を通じて継続したとはいえ、1938年3月のオーストリアのドイツによる強制併合や9月のミュンヘン危機の前であり、ドイツとの関係が緊迫感を帯びていたとは必ずしもいえないことである。これに対して日本は南京攻略作戦を行い、中国人虐殺のいわゆる南京事件が世界に報道され、英米にも大きな衝撃を与えた時期であった。しかしそれ以上に、対日経済圧力を成功させるためにはアメリカの協力が必要であり、またドイツとの全面戦争にアメリカの協力を引き出す上でも、対日経済圧力の具体策を早く描き出す必要があったのではなかろうか。対独・対日どちらの具体案にしても、戦争遂行に欠かせない重要物資の備蓄状況、戦時禁制品のリスト、敵性国家との取引を行っている国々との関係調整つまり規制措置や外交的説得の内容が含まれなければならなかった。とくにアジア・太平洋では、英仏蘭の植民地やアメリカの影響力圏がからみ、さらにオーストラリアやカナダなど大英帝国内の事実上の独立国が関係してくるので対日経済圧力をかけるうえでの調整活動はきわめて複雑な道のりが予想された。

対独経済圧力と対日経済圧力が平行して検討され、戦時における経済戦争の具体策がそれぞれ策定されたのは、ほとんど同じ時期である。日本のそれは1938年2月<sup>5</sup>、ドイツのそれは同年7月<sup>6</sup>である。対日計画はかなり精巧にまとめられたもの、対独計画は一応その時点で完成されたものであった。対日経済圧力の計画はアメリカとの協定達成に主眼をおくものであったが、アメリカの対日経済圧力は道義的禁輸政策 (moral-embargo policy) と呼ばれる段階にとどまっていた。

第2次世界大戦時には、イギリスでは経済戦争省（The Ministry of Economic Warfare）が世界的な規模の経済戦争の運営にあたった。イギリスの経済戦争省は1939年9月1日、ドイツがポーランドを侵攻し英仏両国が直ちにドイツに宣戦を布告したその日から2日後の9月3日に設立された。第1次世界大戦の封鎖省（Ministry of Blockade）の機能と同様な役割を担うためのものである。初代の経済戦争担当相には下院議員の<sup>7</sup>クロスがなったが、経済戦争省の総局長（director general）には、イギリスの海外の財政通として知られ、1935年から36年にかけて中国の幣制改革と国際借款の供与に取り組み、2度にわたって来日したことのある<sup>8</sup>リース・ロスが就任した。また戦時内閣（War Cabinet）<sup>9</sup>の下の民事関係委員会として生産・輸入・輸出などをつかさどる諸委員会ができた。また軍事や民事以外の他の委員会として極東、石油統制、帝国コミュニケーション、連合国の供給調整、レジスタンス支援などの各種の委員会がつけられ、このうち極東委員会（Far Eastern Committee）は日本との経済関係の調整に関わった。

一方日本では、外務省が1938年、企画院を中心として作成した生産力拡充4ヶ年計画に対応して、重要物資の補給などに関して世界の原料資源の調査を行った<sup>10</sup>。調査すべき重要資源は22品目にのぼり、世界における分布状況、国内資源の利用状況や輸出入状況、日本への輸入にあたっての障害などが調査された。しかし、調査部の人員は限られているうえ、軍隊への招集などによって調査は滞りがちであった。

こうした状況下であっても、1939年の調査部第2課の執務報告書<sup>11</sup>のなかには、「次期大戦勃発に関する調査一わが国家的要求の実現の方策」として、「英仏の資源封鎖と資本制覇」という研究テーマが見られた。また、「支那事変が欧州危機あるいは世界戦争危機に与える影響」とか「欧州の戦争危機が極東危機に与える影響」などをテーマにした研究もなされ、ヨーロッパの戦争とアジアの戦争のリンケージ（連結）の可能性が検討されたことがうかがえる。しかし、経済圧力や戦時の経済戦争に関する調査・研究が続行され、政策面で反映される動きはまったくみられない。世界大戦の到来の考えられる時期に外交や経済面での戦いについての総合的な政策の検討がなされなかったことは、外務省にも日本主義や皇道主義の波が押し寄せたことと無関係ではないと考えられる。「道義外交」の遂行に必要な思想的訓練が在外勤務より帰朝した外交官や初めて任官したものに施されるなど、現実的な対応の求められる外交の環境は変化していた。

1939年9月ヨーロッパで戦争が始まると、外務省調査部の目標は基礎資料の整備におかれ、世界の資源に関する具体的な調査は一時中断のやむなきに至った。経済戦争の最前線に位置しなければならなくなった日本の外務省が、世界各地からの情報を収集し、総合戦略をうちたてるための調査・立案機能を発揮することのできない状況下におかれていたことがうかがえる。1933年に設置された外務省調査部は、もともと政府の総合戦略の立案に資するため現地にアンテナをはった調査能力や企画能力をもつことはできなかった。またイギリスの経済戦争に対して現実政治からの対応策を編み出すことも期待されていなかったといえることができる。

日本では太平洋戦争の勃発後に、東条英機内閣のもとで1942年11月に大東亜省が、43年11月には農商・軍需2省が、また運輸通信省が設置された。またかつての資源局は1937年に企画院に発展し、43年に軍需省に吸収された。農商省や運輸通信省の発足は戦争を効率的に遂行するための措置であり、企画院や軍需省も国家総動員を統一的行うためのものであった。しかし経済圧力や経済戦争については、外務省がこれに対処する以外なかった。そしてそれすらも軍部の外交問題への関与が顕著であり、外交官の経済交渉の業務は萎縮した決定権のないものであった。

## 第2節 戦争の長期化の前提

経済戦争の作戦計画の立案は敵国の経済力の分析から始まる。英対外貿易局長の<sup>12</sup>モートンは、1939年9月21日のリース・ロス宛ての覚書のなかでドイツの経済力を分析し、ドイツがオーストリアやチェコスロバキア、ダンチヒを支配下に置いたことで押収した外貨を自国の5ヶ年計画に組み入れるとともに、なおその剰余金を軍事費に充当する可能性を指摘し、ドイツの海外からの諸原料を購入する資金量に余裕が生じたと分析した。また英大蔵省事務次官ジョンが同じくリース・ロスに宛てた1939年9月13日付けの書簡では、戦時内閣（war cabinet）が政策の基礎を戦争が3年あるいはそれ以上続くであろうという前提の上においていることを強調している。戦争の長期化と経済戦争の重要性の共通認識を英政府首脳が確認し合っていることを示唆するものである<sup>13</sup>。

## 第3節 第1次世界大戦時との差異

第2次大戦の勃発時に、英国側の経済戦争遂行の観点からみた前大戦との相違点の主たるものは、ドイツを封鎖するうえで重要な役割を果たす同盟国の違いである。前大戦ではイギリスはイタリアとロシアを同盟国としてドイツと戦ったが、そうした条件は存在せず、両国はドイツとそれぞれが結びつきをもつ中立国であった。イギリスは戦争遂行のための重要物資の相当部分が中立国からドイツに流れ込むことを予想しなければならなかった。禁輸対象物資の世界的統制がむずかしいことを前提にして、イギリスの経済戦争の基本政策はまず中立国対策を中心として立案されなければならなかった。

中立諸国への一般的な対応として考えられなければならなかった諸点には、次のようなものがある。

- I 経済的には、ドイツが中立諸国と決済協定を結び、原料や食糧の供給を受ける代わりに製品を輸出するシステムをつくりあげているので、それらの中立国に英帝国や英連邦諸国から原料や食糧が輸出されると、ドイツに再輸出される余力を生じさせる。  
したがって、ドイツへの再輸出が可能にならないよう中立国に対する輸出割り当て制度を導入する必要がある。
- II 中立国としては、自国への供給がイギリスから規制されていれば、ドイツへの再輸出もおおのずから制限しなければならない。したがってイギリスの圧力によってドイツへの輸出を規制させ、中立国とドイツとの摩擦を少なくさせる方が得策と判断された。中立国に対する輸出割り当て制度はこの観点からも妥当性をもつと考えられた。
- III 第1次大戦時とは異なり、中立国は貿易を政府の管理下におき統制を強めているので、英政府は中立国の民間業者との取り決めではなく、政府との取り決めに重視しなければならない。
- IV 民間業者に圧力をかけるのと異なり、中立国の政府に圧力をかけるのは容易ではないことを認識しなければならない。
- V 中立国に対してはドイツからも強力な圧力がかかる。イギリスからの圧力が微弱であれば中立国としてはドイツの要求に傾斜させられる。したがって、双方の圧力のバランスによって中立国の中立性が引き出されるという現実がある。
- VI 中立国は連合国あるいは枢軸国の側から原料や食糧の供給が規制され、またそれぞれの敵国側への輸出も制限される場合、経済的に大きな打撃を受けた。この場合に英政府は中立国が反

英の立場に傾斜しないように、食糧などの供給を確保したり、その輸出市場をあるていど維持させる政策を考えなければならなかった。中立国の輸出を維持させるためには、政治的判断から特定物資の購入をはかったり、あるいはドイツへの重要物資の漏洩（リーク）を防ぐため重要物資について先買権による購入（pre-emptive purchase）を行う必要が生じた。

Ⅶ イギリスが世界の産出物の大部分を購入することのできないことは自明の理である。イギリスがアメリカから購入していたものを輸出市場を失った中立国からの購入に切り替えるか、あるいはアメリカが他の中立国からの購入を国防の観点から積極的に行うかが必要となる。

Ⅷ 世界貿易の規制と縮小の中で、イギリスはドイツの輸出市場を奪い、ドイツと中立国の市場をめぐって競い合わなければならない。

#### 第4節 中立国の分類と対策

経済戦争の第1の段階は、交戦国が中立国との関係をできるだけ国際法の枠組みの中で合意に基づいて規制しようとした段階である。経済戦争の手段としての中立国への対応では、外交交渉・説得・圧力という方法がとられた。中立国の政府や企業、個人が敵国に利益となるような経済上の取り引きをしないように説得したり、誘導したりするあらゆる手段が試みられた。しかし中立国の立場は、戦争の総体的な優劣や将来の見通し、中立国の関係する地域での戦闘の状況などで微妙に揺れ動いた。

イギリスは中立国の地政学的立場に照らして、中立国を便宜上2つに分類し、その対応の原則を定めた。

1つは、イギリスが制海権をもつ海によって敵国と隔てられている中立国で、海外中立国（overseas neutrals）と呼ばれた。これらの国々に対するイギリスの外交活動は、海軍力をバックにしてその国が直接的に、あるいは敵国と隣接する中立国を通じて間接的に、自国の生産物を敵国に供給することを防ぐことであった。ラテンアメリカ諸国、中東や一部のバルカン諸国、アジア・太平洋の国々はこの海外中立国のグループに分類された。

他の1つは、敵国と非常に近接している中立国で、隣接中立国（adjacent neutrals）と呼ばれた。地理上のそのおかれた位置によって敵国と陸や近海によって容易に交流することができる国である。イギリスのこれら隣接中立国に対する外交活動は、それらの国々が自国の生産物を敵国に供給することばかりではなく、他の中立国と敵国との交易の橋渡しをすることを防ぐことに向けられた。つまり、できるかぎり戦時貿易協定を結ぶことによってドイツとの貿易拡大を牽制し、他方で敵国と他の中立国との貿易上のブリッジの役割を果たさぬようイギリスや大英帝国域内との貿易関係を定めることが必要となった。

隣接中立諸国の中にはドイツに経済的利害関係に加えて政治的親近感をもつものもあり、イギリスとの関係は微妙な面があった。これらの国々はドイツからも強い圧力がかけられるだけに、英独の経済的圧力の相対的な程度によって、中立の度合いが定まるのであったが、イギリスからの圧力が強すぎる場合にはドイツ陣営に投じたり、あるいは逆にドイツから攻撃をうけ占領される危険性が常にあった。

海外中立国と隣接中立国の区別は便宜的なものであり、ドイツが近隣諸国を攻撃し占領した場合には、海外中立国から隣接中立国へとその立場を変化させられる国も生じた。

たとえば1940年6月のフランス崩壊後、スペインはナチス・ドイツの軍事占領下におかれたフ

ランス領土やナチス協力を約束したフランスのヴィシー政府の領土と接し、隣接中立国の立場に立たされた。スウェーデンやフィンランドも、デンマークやノルウェーがドイツの攻撃を受け占領されるに及んで隣接中立国の立場に立たされた。ソ連のような国もドイツと分割したポーランドで、またバルチック海をはさんでドイツと接していた。この点で隣接中立国の特性をもっていたが、他方でユーラシア大陸に東西にまたがるその地理的關係で海外中立国としての一面ももっているということもできる。またスイスは、ドイツおよびドイツに併合されたオーストリアに接した典型的な隣接中立国であったが、西の隣接国フランスがドイツに降伏し、南の隣接国イタリアが連合国側に宣戦を布告したので、枢軸国側に完全に取り囲まれることになった。

イギリスが中立諸国に対する外交的活動を積極的に行ってドイツとの経済戦争を遂行しえた時期には、ヨーロッパでは戦争のなかでの比較的安定した国際関係をみることができ、ドイツがポーランドを電撃戦 (blitzkrieg) で壊滅させた後の1939年10月から40年4月までの“にせの戦争” (phony war) と呼ばれたしばらく戦闘のない時期に該当する。この後ドイツは再び電撃戦によりデンマークやノルウェーを奪い、次いでオランダやベルギーを武力で席卷した。ドイツ周辺の隣接中立国が相次いで崩壊させられ、外交活動に重点をおいたイギリスの経済戦争はその修正を求められることになった。

#### 第5節 コントラバンド・コントロールをめぐる日英対立

ヨーロッパの海域では、疑いを持たれた船舶は臨検、拘留され、積み荷を没収されるなどイギリスの対独封鎖命令は実行された。ヨーロッパ海域の日本船舶も例外ではなかったし、またドイツから日本へ輸出される貨物も押えられた。しかしこのドイツからの対日輸出品の差し押さえは、日本の度重なる要求でイギリスが政治的判断から譲歩を行い、命令の適用が除外された。ドイツから日本に向けての対日輸出品のストップについてはイギリスの姿勢は及び腰で、とくに1940年のドイツのオランダ占領でロッテルダム港を離れられなくなった日本船については、日本の強硬な抗議と圧力で、出港が認められている。

他方、日本からドイツあての輸出品についても、日本側はイギリスに対し公式にその安全を保障するよう求めた。日本は正常な貿易関係をヨーロッパと維持する権利を主張し、イギリスの差し押さえを不当とした。日本側がその差し押さえを不当としたものは、①非戦時禁制品、②ロッテルダム、アントワープおよびスカンディナヴィア諸国の港のような中立港あての貨物で、荷受人が中立国の国籍を持つもの、③ハンブルク経由スカンディナヴィアあてに発送されるものであった。

日本からドイツに向けられる恐れのある輸出品に関しては、イギリスは基本的姿勢を譲らなかった。つまり①貨物の最終的目的地がドイツであるという証拠があれば、中立国における中立の荷受人であっても、そこに送られる貨物は差し押さえるの対象になる、②ドイツの支配下に入るいかなる貨物も、それがドイツ経由で中立国に向けられるというものであっても、敵国を目的地とするものとみなされ、そのような扱いを受けるというものであった。

一方アジア・太平洋においては、ヨーロッパ地域と異なり、イギリスは戦時貿易協定の取り決めを日本や中国、タイ、あるいはソ連との間に締結することはできなかった。効果的に対独禁輸政策を実施するシステムは、経済戦争の第1の段階においても出来なかったといってよい。イギリスは1940年4月に、北緯21度21分以南でドイツに戦時禁制品を運ぶ船舶を臨検して、ある場合



にはこれを拿捕する命令を出した。北緯21度21分以南の海域は台湾の南であり、日本の領土や中国沿岸部は含まれていなかった。このように日本が制海権を有する海域の南ではあったが、日本の信託統治領であるミクロネシアは含まれており、また海南島やインドシナ海域も臨検の対象地域内にあった。北緯21度21分以南の海域において封鎖手段をとることは日本との軍事摩擦を起こす可能性は非常に高く、この命令は太平洋では効果的に実施されなかった。

戦時禁制品については、国際法は無条件の禁制品 (absolute contraband) と条件付き禁制品 (conditional contraband) の2つの形態を認めている。無条件の禁制品は、戦争の目的に合致するものと、平和の目的にも使われるがその性格上戦争で敵にとくに役立つことの出来るものがある。これら無条件の禁制品として宣言されたものは、中立国に引き渡されるものであっても最終的に敵の領土に向けられることが証明できるものであれば、差し押さえすることができる。他方、条件付きの禁制品は戦争と平和の双方の目的に使われるものである。しかし条件付きと宣言された場合でも、戦争の目的に使用されることが明らかでない限りはコントラバンド・コントロールに服することになる。しかし、特定の商品の終局の目的地が敵の支配地であることや戦争の目的に使用されることの証明はそれほど容易ではなく、日本のような中立国であってもイギリスに対しては敵性国家の立場をとる場合は、コントラバンド・コントロールの厳格な適用に執拗な抗議を繰り返すことができた。

日本はまた、個々の船舶の扱いや輸送の遅延の問題について、苦情を次々に提出した。経済戦争の中での国際法の解釈に関わる法的係争は、日英関係の基本的に相容れない対立を浮き彫りにしている。とくに日本側は、戦争勃発前にドイツに送られた輸出品の差し押さえに執拗に抗議を繰り返した。差し押さえられた輸出品の総額は、日本大使館の推定では2000万円 (120万ポンド) にのぼるとされた。これらの輸出は主として三井・三菱、大蔵の各商事会社によってなされたものであり、これらの会社が問題を提起し、外務省がロンドンの日本大使館を通じて1939年後半から40年初めにかけて抗議を重ねたものである。

この経済戦争に関わる日英摩擦をみると、日本側は最後までイギリスの法体系のなかでこの国際問題が処理されることに抵抗している。他方、イギリス側は自国の定めた戦時禁制品に関する扱いをイギリスの法体系の枠組みの中で処理しようとした。この時代はカントリー・リスクを計算に入れた輸出政策などはなかったし、また政府の輸出信用政策など輸出業者をバックアップする法的・経済的制度などはなかった。そのうえ日英間のこの問題の処理にあたっては、ロンドンの日本大使館とイギリス外務省の書簡のやりとりであり、問題解決で妥協点をさぐる公式な会議も、非公式な協議もみられない。また第3国による調停や経済戦争で同じ問題を抱える国々を含めての多国間会議などは行われなかった。

1939年10月から40年4月までは“にせの戦争”と呼ばれるようにヨーロッパの戦局は閉塞状態にあったのにもかかわらず、日英関係は英独間の経済戦争と日本の対中封鎖作戦の間の緊張が、緩和に向けた努力を許さないほど進行していたとみることもできる。また、調停や仲介に乗り出しうる唯一の大国であるアメリカも日英間の調停や仲介の役割を担おうとする意思は示さなかった。日本とイギリスとの外交交渉は妥協点を探るものとは到底いいがたく、逆に双方が原則的な立場を明確にし、隔たりを際立たせることに精を出したといえる結果をもたらしている。

## 第2章 経済戦争の第2段階への進展と国際関係

### 第1節 フランスの崩壊と経済封鎖への傾斜

交戦諸国間の緩衝地帯あるいは緩衝役でもあった中立国をめぐる国際的な環境・条件は、ドイツが中立国であるベネルクス3国を侵攻しフランスを包囲して陥落させた1940年6月の段階で、決定的な変化を生じた。

経済戦争の第2段階への移行の特徴の第1は、ヨーロッパの中立諸国の数は急減し、中立国全体の地位に変化が生じたことであろう。ドイツ北西の隣接中立国であったデンマーク、ノルウェーにつづいて、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの低地諸国（Low Countries）がドイツに占領され、東の中立国であったルーマニア、ハンガリー、スロバキア、ブルガリアもドイツの衛星国となり、中立国グループから姿を消すことになった。

また、1940年6月にはバルチック3国がソ連に併合された。残るヨーロッパの中立国は、ソ連をのぞけば、北欧ではスウェーデンとフィンランド、イベリア半島ではスペインとポルトガル、バルカン半島のユーゴスラビア、それに中欧ではスイスを残すだけとなった。しかしそのスイスも、イタリアの参戦とフランスの陥落で四方を枢軸国側に取り囲まれていた。

英独の双方からの圧力のもとで戦時貿易協定を結び中立的立場を維持してきた国々は、ドイツのヨーロッパ大陸支配で、交戦国の間でバランスのとれた経済関係を維持することが困難になった。イギリスの対独経済戦争は、中立諸国に重点をおいた外交交渉の余地が狭まり、海軍力を使用しての海上における強制的な対独経済封鎖活動に重点がおかれるようになった。この場合アメリカの支援がきわめて重要な位置を占めることになった。

経済戦争の第2段階への移行の特徴の第2は、フランス崩壊後のイギリスの強制的封鎖に力点をおいた対独経済戦争が、日本の対中封鎖作戦や日中戦争打開のための南進計画と直接的な関わり合いをもってきたことである。日本は1937年8月25日に中国海岸封鎖の宣言を行ったが、インドシナ・ルートやビルマ・ルートなどの蒋介石政権に対する補給ルートが西側からの武器の搬入路であるとの情報に接し、フランスやイギリスに対中武器禁輸や補給路の監視などを申し入れていた。中国との戦争を先行きの見通しなく拡大することになった日本は、フランスの崩壊を契機として西側諸国の排除を目指した南進計画を徐々に実行に移し、英帝国の安全に脅威を与えることになった。また日独伊3国軍事同盟の締結を通じてドイツとの提携の強化を求められるなかで、ドイツ向けの重要物資を満州やソ連を経由して輸送し、イギリスの対独経済封鎖にはころびを生じさせた。

他方、イギリスは日中戦争に関しては中立国であった。しかし、その中立的立場は微妙であった。日中戦争の拡大と日本の対中経済封鎖を強化しようとする努力は、欧米の中国との経済関係を損ない、欧米列国は日本に抗議するとともに、対日抗戦をつづける蒋介石政権への支援の姿勢を変えなかった。日本はイギリスの支配下のビルマ・ルートやフランス領インドシナのルートが蒋介石政権への軍事補給路であるとしてその閉鎖を強く求めたが、英仏両国は中国への交易路としての意義と自由貿易の建前を堅持してその閉鎖圧力に抵抗した。

イギリスの対独経済戦争の観点からみれば、南満州鉄道やシベリア鉄道を使った戦時禁制品の対独輸送は、ソ連からの漏洩（Russian leak）であり、また日本からの漏洩であって、それぞれの政府がからんだ意図的な漏洩であった。これに対して、日本の対中経済戦争の観点からすれば、ビルマ・ルートや仏領インドシナ・ルートは対中経済封鎖に対するイギリスやフランスの意図的

な漏洩であった。

日本は1937年の中国との軍事紛争を支那事変（Sino-Japanese incident）と呼称して国際法上の戦争ととらえることを避けたので、中国に対するコントラバンド・コントロール（戦時禁制品の規制）を中立国に対して要求できたかどうかの問題はあろう。しかし支那事変は実質的な戦争であった。戦火は拡大の一途をたどり終息の気配もみえないまま、第2次世界大戦と関連をもちながら発展した。とくに日中戦争と英独戦争は経済封鎖の側面で緊張した相関関係を有してくるのである。イギリスは日中戦争の中立国であり、日本はヨーロッパの戦争については中立国であるという前提は、形式を残して実質的には徐々に、また確実に崩壊していった。

## 第2節 アジア・太平洋における日英対立の質的变化

ドイツはフランスの降伏で西ヨーロッパと北アフリカの資源の一部をあらたに獲得した。しかし英軍最高司令部と経済戦争省の情勢分析は、なおドイツとその支配下の地域は主要な資源を外部に依存しなければならないという判断であった<sup>14</sup>。輸入すべき資源の主たるものは、衣服や履き物のための繊維類、ゴム、錫、ニッケル、コバルトであった。またドイツと占領地域は食糧不足の状況下にあった。さらに石油についても、ルーマニアやポーランドそれにドイツの石油生産はソ連からの石油輸入分を加えても、枢軸国の備蓄を維持するだけの必要量を確保することはできなかったと判断された。

重要物資についてドイツ経済のこのような外部依存の状況は、苦境に陥っているイギリスをして、なおドイツに経済圧力をかけ続ける有利なカードの存続していることを確信させた。経済圧力のためのカードは、米英協力の質的拡大であり、オランダ・ベルギー・フランスの海外植民地の存在であった。フランス崩壊後も、イギリスがドイツの必要とする資源をコントロールする地位にあるということは、連合国の戦争努力の中で経済戦争があらたに全面に押し出されたことを意味するものであった。ヨーロッパの中立国家群の消滅は、通常のコントラバンド・コントロール、つまり戦時禁制品の規制を外交努力で推進する段階が終わったことを意味した。さらに踏み込んで海軍力をバックにした禁輸政策を広範な品目にわたって実施することであった。

日本はフランスの瓦解とイギリスの苦境にあたって対中経済封鎖を強化し、さらに、大東亜共栄圏の構想の具体化と南進政策に着手する道を選ぶことになった。オランダ領東インド（インドネシア）とフランス領インドシナの両植民地が、宗主国であるオランダとフランスの敗北で、政治的な拠りどころを失ったその時期が分岐点になった。日本はイギリスの対独経済戦争が日本の経済活動に重大な損失をもたらしていることに対してイギリスに抗議するとともに、南方に重要物資の供給源を求めて、インドネシアとフランス領インドシナ当局に日本と貿易協定を結ぶよう圧力をかけた。またアジアでは唯一の独立国であるタイに対しても、フランス領インドシナとの国境紛争の調停役となり、日本と特別な関係をもつよう圧力をかけた。フランス領インドシナやタイに関しては、軍隊の駐留権や通過権を獲得する可能性が高く、イギリスは日本の南方工作に重大な危機感をもった。

まさにこの時に、イギリスは経済戦争の手段としてオランダ・ベルギー・フランスの海外植民地の重要性を再認識している。そして、経済戦争遂行の必須条件としてアメリカとの協力の質的グレード・アップを求めたのである。

### 第3節 フランス崩壊後の経済戦争手段

1940年6月までは中立国との戦時貿易協定の交渉を中心とした外交活動が積極的に展開された。1940年3月にはノルウェー、デンマーク、オランダ、スペインと戦時貿易協定の調印が行われ、その他の隣接中立国に対しても戦時貿易協定取り決めに向けた交渉が一進一退の動きの中で進められた。

隣接中立国に対する英帝国からの供給は、戦前の水準を維持するように求められた。戦前の水準を超えた供給がなされれば、戦争努力に必要な重要物資がドイツからの圧力のもとでドイツに再輸出されることが想定されたからである。そのためには輸入割り当てに関する取り決めが求められた。協定が締結できないときは、特定の商品についての自主的な輸入規制が期待された。海外中立国と隣接中立国の双方の側面をもつトルコに関しては、特定の商品について隣接の中立国に輸出を増やさないよう交渉したが、交渉は難航した。

こうした第1段階の経済戦争の手段は、フランスの崩壊とドイツのヨーロッパ支配の強化で壁に突き当たった。すでに成立していた戦時貿易協定はドイツの支配下には入った国では無効となり、交渉が進展し調印の見とおしのついた国でも暗礁に乗り上げた。イギリスはコントラバンド・コントロールの厳格な適用を求めて、すでに導入されていた輸出ライセンス制度 (export license system) に加えて、航海適格証明制度 (navicert system) や船舶適格証明制度 (ship warrant scheme) を導入して、海外中立国からのドイツやドイツ占領地域への輸出を規制した。この場合、戦時禁制品を運んでいる疑いのある船舶に対して、立ち入り検査、船舶の拿捕、最寄りの基地における捕獲審判所 (prize court) による審判、戦時禁制品の押収などを、英海軍による強制的措置によって実施した。

こうした強制的封鎖政策は他の手段によって支えられた。利敵行為の企業や個人に関するリストの作成、船舶航行の規制、金融に関する規制、保険に関する規制の措置などである。

とくに利敵行為を行う企業や個人のリストの作成は基本的な重要性をもっていた。これらのリストは法定リスト (statutory list)、ブラック・リスト (black list)、ホワイト・リスト (white list) に分類された。

法定リストには、中立国に設立されているが敵の領土から支配されている敵企業、中立国の企業だが敵が株式の重要部分を所有し、敵国政府のエージェントとして活動したり敵国との貿易に主として従事している企業、クレジット・ローンなどの方法で財政的に敵を支援している商社、あるいは敵の企業のためのエージェントとして専ら活動している中立国の個人などが載せられ、公表された。彼らと取引することをイギリスの企業や個人は法律上禁じられた。また政治的あるいは他の理由で公表リストに載せることが好ましくないもの、あるいは利敵行為をしている疑いのあるものは、非公開のブラック・リストに載せられた。ブラック・リストは司法的な措置をとるためのものではなく、当局が彼らの活動に行政的に介入しうるためのものである。この他、規制措置のない国などで、望ましくない通商活動に従事している疑いがあるが、そのことを証明することのむずかしい企業や個人に対しては、法定リストやブラック・リストの代わりにホワイト・リストがつくられた。

これらリストの作成のための情報や戦時禁制品を運んでいる疑いのある船舶についての情報は、コントラバンド・コントロールの厳格な適用のために欠かせないものであり、こうした情報は英政府の外交機関の出先や税関から、あるいは貿易や運送業務にたずさわる企業の出先機関から頻繁に伝えられた。

このような国民に対しての禁止事項、あるいは戦時の国民の順守すべき事項は、イギリスにあってはコモンロー (common law) からまず引き出されるべきことであった。戦時にあって国民の順守しなければならないことへの抵触は、コモンローへの違反 (an offense at common law) としてとらえられたのである。そして戦争が始まると、貿易関係者にはコモンローで義務とされる行為について通告書 (Notice to Traders) が配られた。しかし、何が違反の行為かはより正確に規定されなければならぬ必要が生じ、またコモンローへの違反といえなくても国家や国民にとって望ましくないと考えられる取り引きを禁止する必要があることは自明の理であった。そのために敵との取引に関する法案 (a Trading with the Enemy Bill) が準備され、戦争が勃発されると直ちに議会に提出され、法令化がはかられた。こうした手続きは、第1次世界大戦での経済戦争の遂行で混乱を生じたことの反省からとられた措置であろう。

この立法の主たる狙いは、敵とのいかなる通商や金融上の行為、あるいはその他の利敵行為を公式の許可のある場合を除いて禁止するものであった。この禁止条項はイギリスおよび他の諸国に滞在するすべての英国人に適用された。

この場合敵とは何を指すかということが常に問われる問題であり、法令も敵を次のように規定した。(1) 敵の領土内の政府機関、(2) 敵の法のもとに組織された企業や団体、(3) 敵の領土内に居を定めるか、あるいは居住する人物、(4) 敵の領土内の企業や組織の中核機関からコントロールされている支部組織の4つの範疇である。経済戦争の敵として規定された範囲は、総力戦のもとで政府や軍部の組織、軍需産業の組織を超えた全国民や組織を対象にしたものであった。

フランス崩壊後の封鎖的措置を強化する措置は、法の適用拡大と利敵行為に関する情報の集積とその利用、アメリカとの情報の交換などの総合力をもとに組み立てられ、輸出ライセンス制度や航行適格証明制度、船舶適格証明制度などを支柱として運用されたのである。

### 第3章 イギリスの経済戦争に対応するアメリカの政策変化

#### 第1節 国防強化法による対英支援

フランスの崩壊でヨーロッパの大部分がドイツの支配下に入り、またイタリアの枢軸国側に立っての参戦と日独伊3国同盟の発足で、アメリカの世界は決定的に狭まった。アメリカはすでにデンマークとノルウェーが侵攻された1940年4月9日の翌日には両国の在米資産を凍結、さらにドイツ軍がベネルックス諸国に侵攻を開始した5月10日、これら3国の在米資産を凍結する迅速な措置をとった。そしてオランダが降伏した5月16日には、ルーズベルト大統領は大規模な再軍備計画を発表している。

5月19日、英経済戦争省は次の行動をとることをアメリカに要請した。第1に、アメリカにおけるドイツの資産を凍結すること、第2は、ライセンスのあるものを除いてヨーロッパからアメリカに運ばれる個人の債権の売却を阻止すること、第3に、アメリカも自国の港からヨーロッパに向けて出航する中立国の船舶に対して、交戦国に無害な物資や人物を輸送している証明書を交付する制度 (navicert system) を適用すること、この航行適格証明書なくしてヨーロッパを目的地とするいかなる輸送も認められないこと、第4に必要に迫られた場合に米政府が普遍的な輸出ライセンス制度を取り入れることであった。

すでに5月16日の大統領の議会への教書で、アメリカの再軍備計画の一環として戦争準備のための必需物資全般の確保が強調された。大統領は、侵略者がアメリカ大陸に達する前に彼らを退

ける準備をしておく必要を強調し、1940年7月から始まる会計年度のなかで国防予算の減額を試みようとしていた議会の説得にあたった。また西半球の防衛が強調されるなかで、米英の利害の調整が目指された。自国や自陣営の物資供給をはかるとともに、敵国への供給を否定することであった。アメリカもヨーロッパの中立国がドイツの侵略・占領でその独立した地位を失っていくことをうけて、経済戦争の敷居を跨ぎはじめようとする姿勢を示したことになる。そしてこの経済戦争の範囲は事の性格上世界的となり、アジアにも、中東にも、アフリカにも、南米にもより具体的なかたちで及んでいく。

5月20日、アメリカのハル國務長官はイギリスの経済戦争強化の提案に同情的配慮が直ちにはられないとのべた。そして英経済戦争省は重要物資と必需品のリストを米國務省に提出し、アメリカがこれまでとっていた道義的禁輸の政策 (moral-embargo policy) から決定的な一步を踏み出して、法的根拠に基づく行政的規制力のある大幅な輸出ライセンス制度の導入を期待した。

フランスの崩壊はアメリカの防衛本能をさらに刺激した。6月16日にフランスのヴィシー政府がドイツに休戦を求めた翌日には、独自の判断で自国におけるフランスの資産を凍結した。ドイツに屈服したペタン元帥のヴィシー政権にフランスの在米資産を引き渡さないようにするための一面では経済制裁の、他面では経済防衛的な政策がとられたのである。さらに6月28日、国防強化法 (Act for Strengthening the Nation's Defense, 以下国防法とする) が議会を通過した。この国防法の第6条によって、大統領は軍事上の装備や部品・弾薬・工場に必要な機械や道具・原料などについての輸出やサービスを禁止もしくは削減する権限が付与された。7月2日、大統領は同法案に署名し、ライセンスを要する項目を宣言した。

イギリスからすれば、ライセンスを要する項目についてはまだこの段階ではいかなる意味でも英政府の経済戦争の要求を満たすものではなかったという<sup>15</sup>。というのは、銅、ニッケル、鉛、亜鉛、コバルト、屑鉄など金属スクラップ、綿、石油製品などがそのリストに含まれていなかったからである。さらに実際の戦争のための必需物資や機械類、あるいはゴム・タイヤ、タイヤ・スクラップのような組み立て前の物資などもライセンスからはずされていた。

イギリスからみて、アメリカのとった措置は選別的な輸出ライセンス制度であった。この選別的輸出ライセンス制度はナチス・ドイツのような全体主義国家への供給を防止・削減するというより、アメリカの不足を補うものとしてまず適用されたとみられた<sup>16</sup>。

しかし、それはアメリカが経済戦争の重要性に気がつかなかったということではなかった。その背景にはいくつかの主な要因があった。輸出ライセンス制度をとるための組織ができていなかったこと、ドイツと日本に対する攻勢的行動としてうけとられることを警戒したこと、大統領選挙が近づき孤立主義の修正に大胆でありえなかったこと、西半球とアメリカの防衛にとって枢軸国への経済的攻撃がもっとも効果的かどうか十分な自信のもてなかったこと、フランスの崩壊後の敗北主義の影響、封鎖という言葉の持つ不快さ、イギリスの干渉に便宜を与えるという非難などが挙げられた<sup>17</sup>。

イギリスの観点からは、アメリカの立場は輸出ライセンス制度をとってもなお選別的であり、中立国として戦時禁制品の輸出を交戦国に行わないという中立国の基本的枠組みを踏み越えていなかった。ドイツや日本のような敵性国家に完全な禁輸政策をとれば、戦争に巻き込まれる懸念があり、11月の大統領選挙をまえにして、敵性国家への禁輸政策に通じる十分な輸出ライセンス制度をとるリスクを避けたとみられたのである。

しかし、選別的であろうと輸出ライセンス制度がとられたことは、アメリカがドイツや日本に

対して封鎖的経済圧力の政策を適用する決定的な道程を示すものであった。イギリスの経済戦争が第2の段階に入っていく上での不可欠な支えとなったのである。

経済戦争が第2の段階に至る決定的な時期は、ドイツがフランスを追いつめた6月からイギリスへ攻撃の焦点を定めた7月にかけてであった。日本はビルマ・ルートの閉鎖とインドネシアへの石油資源獲得を目的に政治的・軍事的圧力をイギリスにかけた。またヒトラーはフランスの崩壊後孤立したイギリスを陥落させるため、7月16日に下命したシーライオン (Sea Lion) と呼ばれる英侵攻作戦を発動させ、9月にかけてイギリスの戦闘機を破壊するため猛烈な空襲を敢行させた。またドイツの軍事占領地域となったフランスのブルターニュ半島南部のロリアン (Lorient) の港を基地としてUボートを発進させ英封鎖をめざした。この時期を通じてアメリカはイギリスとの経済戦争に関する協議を進める中で、選別的な輸出ライセンス制度を対日経済封鎖に向けて発動しはじめたのである。

ビルマ・ルートの閉鎖に向け日本が直接的な圧力をかけたのは、フランスのペタン政府がドイツに休戦を申し入れた6月16日から数日しか経たない6月19日か20日の頃であり、英軍のダンケルク撤退を間近に控えた連合国の危機のときであった。外務省からの公式な申し入れではなく、参謀本部の土橋勇逸第2部長がイギリスの日本大使館付き武官に、中国に対するビルマ国境及び香港国境の即時閉鎖ならびに上海よりの英軍撤退を要求している<sup>18</sup>。日本はこの好機を逃せば末代までのそしりを免れないと感じていると、駐日英大使クレギー<sup>19</sup>は本国への軍事情報伝達で述べている<sup>20</sup>。この要請は外交ルートを飛び越して行われたものであり、日本がこれまで利害対立国の弱みにつけこんで外交を行ってきたとしても、外務省や企画院と十分な検討を総合的に行った結果ではなく、外務省が窓口問題として後で弁解をしなければならないものであった。しかしその外務省も6月24日には、有田外相からクレギー英大使に覚書のかたちでビルマ経由の武器輸送停止の勧告を行った。

イギリスにとっては日本との戦争はドイツとの死闘を演じている中で避けなければならなかったが、中国に対する中立国としての立場は維持しなければならなかった。イギリスは日本に対しても戦争努力に必要な同様な物資を供給しているわけであり、中国を差別するわけにはいかないという原則的立場があった。しかし日本の要請を退ければ、香港の閉鎖や上海などにおける経済活動への圧力は避けられなかった。ここでイギリスのとった措置は、3ヶ月間の雨季の間のほとんど影響をうけないビルマ・ルートの閉鎖であった。イギリスは7月17日、日本とそのための協定の締結を行ったが、アメリカのハル國務長官はそのような行動は世界貿易の正当とはいえない障害になると疑問を呈した。駐米英大使のローシアン<sup>21</sup>は、アメリカが戦争の危険冒してまでイギリスの行動をしたなら英政府は日本の要求に抵抗したであろうと一矢を報いた。このことは、選別的輸出ライセンス制度をとった2週間余り後の出来事であり、アメリカが原則論をとりながら対日圧力を強める可能性を示唆するものとなった。

## 第2節 選別ライセンス制度の強化

アメリカが7月初めに選別的輸出ライセンス制度を導入してから、イギリスの経済戦争とアメリカの国防強化の調整には著しい進展があった。日本のインドネシアやインドシナへの資源獲得に向けた圧力、ビルマ・ルート閉鎖への圧力を背景にしたもので、とくに7月中にはいくつもの

重大な進展があった。

第1は、戦争の推移に対応した戦時禁制品の統制強化に関するものである。7月31日に、ドイツの支配圏拡大に対する復讐命令（Reprisals Order）が出された。ヨーロッパ、大西洋の諸島、北アフリカの港から出港するアメリカ向け船舶についてその輸送貨物が敵国に帰属するものではないことを明らかにする証明書がないかぎり、差し押さえ没収されるという通達であった。イギリスの航行適格証明制度を補完する措置とみることができる。また、アメリカからヨーロッパへ輸送される貨物は船積み前に発行された封鎖海域の通過に必要な航行適格証明書（navicert）が示されなければ、イギリスの禁輸統制をくぐり抜けることはできないという取り決めが英米間で成立し、8月1日から実施された。

こうした措置に関連してイギリスは7月30日に経済戦争担当相のダルトン<sup>22</sup>の声明で、戦時禁制品の対象地域と輸出統制強化の目的でフランス本土、アルジェリア、チュニジア、フランス領モロッコを敵国領土として扱うことを公表した。この敵国領土の認定は、ドイツの支配圏の拡大に伴って1940年9月から41年5月にかけてフランス領ソマリランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、ユーゴスラビア、ギリシア、シリアへと拡大した。これらの敵国への供給禁止、敵国からの輸出禁止、中立国への供給制限という経済戦争の対象地域の拡大と質のグレード・アップは世界貿易のなかで大きな部分を占めるアメリカの協力なくしては不可能であった。

またある国が輸出を制限するということは、他の国にそれに替わる輸出の機会を与える可能性の生じるだけに、アメリカと英連邦（コモンウェルス）の世界経済全般に関する調整を必要とすることになった。

第2は、太平洋における石油問題で英米協力の討議が開始されたことである。米海軍長官ノックス<sup>23</sup>、陸軍長官スティムソン<sup>24</sup>、財務長官モーゲンソー<sup>25</sup>の3者は、石油供給を制限する手段をとれば、日本を戦争に駆り立てることを思い止ませることができるかどうか、その可能性を討議し、大統領とも会談した。その結果、7月19日には米国務省から英大使に日本の石油供給源のストップに関して秘密裏の打診が行われた。日本の石油供給の大半はカリフォルニア、ペルシャ湾、オランダ領東インド（インドネシア）からのものに依存していること、日本の石油ストックは非常に水準が低いこと、これら地域からの石油供給を不能にすれば日本は戦争に賭けることはできなくなるであろうことなどであった。そしてこのことを踏まえてアメリカがすべての国への石油輸出を完全に禁止することになれば、イギリスにとって大きな助力になるかどうかということであった。アメリカのすべての国への石油輸出のストップは差別の非難を避けるためのものである。

これに対して英政府は、イギリスへの供給ストップは一時的なもの以外ヨーロッパにおける戦争努力をひどく損なうという立場をとった。又アメリカの支援の保障なくしてインドネシアへの日本の攻撃にイギリスは対抗措置をとることはできないこと、イギリスとオランダからすればペルシャ湾とインドネシアの石油が日本に届かぬようにストップする準備がなされなければならないこと、必要な場合にはボルネオとインドネシアの石油精製所や油井を破壊しなければならないことなどを米国側に伝えた。この段階で米英とも石油の完全な禁輸を支持できる体制にはなかった。しかしそれにもかかわらず、日本と軍事的な交戦状態に入る前に石油禁輸の問題は具体的な政策手段として両国間で調整されはじめたのである。

第3は、アメリカが国防強化の自主的立場で輸出ライセンスのリストの重要な拡大を行ったことである。7月26日に国防法の適用拡大でハイオクタン・ガソリンやハイドロカーボンのような



航空燃料、テトラエチル鉛（ガソリンに加えるアンチノック剤）、屑鉄の輸出のためのライセンスが必要とされることになった。この措置はとくに利害関係のあった日本とソ連の大使に通告された。

アメリカの新聞の解釈の多くは、これらの品目について輸出禁止が実施されるというものであり、事実そのとおりであった。ルーズベルト大統領は7月17日の日本の圧力によるビルマ・ルートの開鎖とは関係がなく、純粹に国家防衛の問題であるとした。この輸出ライセンス適用拡大の問題は、この後もイギリスの要請を受けて、アメリカが自主的に判断するかたちで進められた。

ドイツと日本に対する経済封鎖の政策は、つねに漏洩（leak）の問題がどの地域においてもつきまとい、アメリカとしてもカリブ海やラテンアメリカの国々との貿易統制の問題に直面していく。輸出制限は中立国にとっては原則的に不評であり、見返りの経済措置が求められる場合が多く、地域貿易の調整、あるいは世界貿易全体の調整に迫られていく。このことは経済の相互関係の重要性を認識させることにつながり、地域の調整会議や世界経済の戦後の見とおしを必要とさせた。すでに枢軸国との通商・金融上の関係を西半球から一掃することを目的とした1942年1月15日の汎米リオ会議開催の伏線が生じていたのである。

### 第3節 経済戦争の第2段階の進展

フランスの崩壊と日本の東南アジアへの圧力の強化の中で、英米の経済戦争手段の日本に対する適用は、アメリカの輸出ライセンス制度の導入により事実上の禁輸というかたちで進展し、対日経済封鎖の体制が整備された。他方、日本も対中封鎖に腐心しながら<sup>26</sup>、1940年7月には南進政策を武力行使を伴う国策までに高め<sup>27</sup>、徐々に実行に移していった。この間に日本が英米の対日経済封鎖の段階的進展を軍事的・政治的に分析した徴候はみられない。日本の南進計画は、英米の対日経済封鎖の進展との関係を考慮に入れずに立案・実行されていった感が深い。

アメリカで航空燃料などの対日禁輸措置がとられ、またイギリスの戦時禁制品に関する強制的規制措置を支援する政策調整が進んでいる中で、2ヶ月後の40年9月に日本はドイツ、イタリアとの3国軍事同盟を締結し、北部仏印に軍を進駐させた。アメリカがすでに対日経済封鎖の体制を整えたあとであった。その後のアメリカの日本やドイツへの対応は軍事的なものが顕著に織り込まれることになった。

40年9月には、イギリスの西インド諸島の基地を借りることと引き換えに50隻の駆逐艦をイギリスに貸与し、41年に入ると3月には武器貸与法を成立させた。武器貸与法では、米海軍の護衛の下にヨーロッパへ護送船団方式で武器弾薬を送り込むことになり、参戦への敷居をまたぐ姿勢を示すことになった。またこの武器貸与法は食糧やその他戦争努力に必要な物資の供給にも道をつけるもので、イギリスが経済戦争を進める上で船舶の補強にしても、中立国の鉱物資源確保のための先買権の行使にしても、そのための財政上の余力を生じさせることにつながったとみることができる。

さらに1941年5月には、ドイツと日本に対する経済封鎖を意味する種々の重要な措置がとられ、イギリスの経済戦争との提携が進められた。第1は国家非常事態宣言であり、第2はドイツの信用封鎖と領事館の封鎖である。第3は、アメリカ経由で中立国に移送されるすべての貨物について輸出許可制度を適用する措置をとり、さらにイギリスの船舶適格証明制度（ship warrant scheme）と同様な制度を導入するための法案を下院に提出したことである。また太平洋におけるソ連向けの船舶輸送に与えられる便宜の制限を行った。

## 第4章 経済戦争の第3段階への進化

経済戦争の進化できわめて画期的な出来事としてとらえられたのが、1941年6月22日ドイツがソ連を攻撃し、独ソ戦が開始されたことである。この出来事によってソ連の意図的なまぎらわしい中立国としての立場は失われ、否応なく米英陣営の側に追い込まれることになった。イギリスを悩ませたロシア・リーグは過去のものとなり、日本とドイツとの経済関係も断ち切られることになった。

ソ連外国貿易省第1次官クルティコフ<sup>28</sup>は、独ソ戦開始後の7月初めの週に、ソ連を通じて行われてきたドイツへの輸出資料をモスクワの英大使館員に手渡している<sup>29</sup>。この資料はソ連からの対独輸出、ソ連経由日本からの対独輸出、それにアフガニスタンとイランからのソ連経由の対独輸出の4種類の統計表であり、英経済戦争省の推定した品目別の輸出量ときわめて近似したものである。

ドイツに対する封鎖作戦は東からの経済封鎖線が出来上がったということの意味し、それまでの多くのリーグを生じたまぎらわしいものからより明確なものとなった。アメリカは、ドイツのソ連攻撃の翌月の7月にはアイスランドを予防占領し、さらにイギリスに兵器工場を建設し、北アイルランドに海軍基地を設けた。大西洋における強制的封鎖作戦強化の措置をとることのできる体制を整えたみることが出来る。イタリアはフランス崩壊の時期にすでに枢軸国側に参戦し、ソ連の連合国側での参戦でまぎらわしい中立国が消滅して戦時禁制品のリーグがほとんど行われなくなり、軍事力による封鎖の側面がはっきりあらわれた時期であった。また太平洋においても英米両国による対日経済圧力に関する連携強化で日本に対する封鎖作戦がよりはっきりと描き出されることになり、ソ連を通じる中国支援の可能性も生じたのである。

日本は対ソ作戦準備としての関東軍特殊演習「関特演」を7月13日に発動した。この「関特演」の進捗していた7月23日、日本軍の南部仏印進駐の時期を明示した命令が下され、30日にはサイゴンに上陸が行われた。すでにアメリカは7月19日、日本が発動時期を保留した南部仏印進駐の命令を出すに至るまでの経緯を暗号解読によりキャッチしており、25日に在米日本資産の凍結令を公布した。

この対日資産凍結令にはとくにルーズベルト大統領の声明がつけられており、日米間の貿易や金融取り引きすべてをアメリカ政府の統制下におくことが明言された<sup>30</sup>。アメリカの国防や利益にもとると判断される経済上の行為は禁止され、日本の征服によって獲得された資産の使用も禁じられた。日本も直ちに米国資産の凍結をもって報復したが、凍結された日本資産は現金2億円、証券3億5000万円であったのに対し、米国資産は3億円であった<sup>31</sup>。イギリスも直ちに追随し、オランダも28日に日本資産の凍結、対日貿易制限、石油協定の停止を公表した。カナダもまた日本と中国の資産の凍結をおこなった。

アメリカの在米日本資産凍結が、対日経済圧力あるいは世界的な経済戦争の進展の上でもった意味はきわめて大きい。それはすでにドイツの対ソ攻撃の開始により経済戦争が第3の段階に入ってきたことを如実に指し示すものであった。これについて、外務官僚を退官した後当時衆議院議員であった芦田均は、「米英蘭3国の共同通商禁止の措置の意義についてはワシントンでもロンドンでもはっきり理解していた。それは日本に対しては世界的通商禁止とほとんど同様である。ヨーロッパ・日本間の海運は途絶した。中南米諸国から日本へのすべての軍用資材の輸出は、すでにわずかな量に縮減されていた。というのは米英両国政府は、この地域に産出されるこれら

軍需資材のほとんどすべてを独占的に買い付ける権利を当時すでに取得してしまっていたからである<sup>32</sup>。」とのべている。

アメリカをはじめとする資産凍結措置がとられる前に、原料資源に対する政治的購入や先買権獲得などによって、また輸出規制・輸入規制・船舶規制・金融や保険規制によって、イギリスの経済戦争はアメリカの支援を受けながら封鎖的段階に入っていた。対日資産凍結はその最終段階に入った時点でとられた決定的な措置であったということが出来る。これによってアメリカと日本との通商関係がほとんど断絶することとなったばかりでなく、世界との通商関係の途絶を意味することになった。日本政府は米英両国の通商抑制策についてはある程度予期していたが、オランダ領東インド（インドネシア）当局の通商抑止令を予期せず、衝撃を与えられた<sup>33</sup>。石油の輸入を止める意味をもつからである。アメリカは8月1日に対日石油輸出禁止の命令を出したが、これは対日通商禁止措置の直線上の措置であった。すでに英米の新聞論調やラジオ論調は通商禁止が全面的であることを予期し、当然視していた。

ちなみに大蔵省の「外国貿易月報」は1940年10月以降その発表を停止し、国別の輸出・輸入貨物統計も秘密保持のため1939年以降発表されず、日本は経済圧力の中で守勢的な姿勢をとることに追い込まれていた。戦前では最後に出された大蔵省の1938年の国別輸出入貨物統計表（円表示）<sup>34</sup>によると、輸出・輸入ともに前年対比で激減している。日本と満州国、関東州、中華民国間の輸出や輸入分を除外してみると、輸出貨物は対前年比で36%の減少、輸入貨物は37%の減少であった。前年の37年は備蓄の強化で輸入や輸出も急増した年であるが、1938年の輸出入額は36年の水準をも多少下回るかたちとなった。また、38年の米英仏蘭およびその傘下の地域からの輸入額は、全体の74%を占めている（満州国、関東州、中華民国からの輸入分は除く）。これは中立的なラテンアメリカ諸国からの分は含まないものだが、ラテンアメリカ諸国が米国の対日圧力の傘のなかに入った場合は英米陣営の対日供給の比率は80%近くに達することになる。1941年7月以降の対日通商禁止の段階に至るまえに、通商が断絶された場合の衝撃の大きさを示唆するものであった。

経済戦争の第3の段階は、英戦争経済省の資料を総合して判断すると日米戦争が開始されたときである。経済戦争は常に戦争の推移に対応するものであるから、大づかみにいえばそのとおりであろう。しかし実質的には、独ソ戦の開始の時期が第3段階の幕開けであり、ドイツに対しても、また日本に対しても封鎖の環境を整えることになった。日本軍の南部仏印進駐に対して報復的になされた米英蘭共同の対日通商禁止の措置もこの封鎖環境の整うなかで行われ、石油の対日禁輸に直結することになる。

英経済戦争省は経済戦争の遂行に関しては日米開戦によってあらたな政策の立案や適用を迫られたと感じていない。太平洋戦争の勃発が経済戦争省の仕事にそれほど甚大な影響を及ぼさなかったとしている<sup>35</sup>。その理由としては、①戦争開始に先立って米英と日本との貿易はすでに凍結命令によって何ヶ月もの間停止されていた②アメリカはすでに枢軸国に対する経済戦争の多くの手段をとっていた③ラテン・アメリカ諸国は太平洋戦争が勃発しても従来からの中立の姿勢をほとんど変えなかった、ことが挙げられた。すでに1941年6月の独ソ戦の開始とその対応で経済戦争の手段は尽くされ、戦時の対日封鎖作戦に向けての体制は完了してとみているのである。イギリス政府の手で編纂された『第2次世界大戦史』のシリーズで経済封鎖を担当したメドリコット教授（当時エグゼター大学・歴史学教授）は、経済戦争の本当の意味の転換点は真珠湾では

なくドイツの対ソ攻撃であったことは疑いもない事実であるとのべている<sup>36</sup>。

## 第5章 経済戦争あるいは経済圧力の形態の分析

第2次世界大戦時の英独経済戦争、日本が参戦する前の英米両国の対日経済圧力、日本が参戦前にアジアの英・仏・オランダの植民地に加えた経済圧力について、その主たる形態を分類すると、次のようになる。

なおここでは、戦争勃発後の敵国に対する経済破壊活動全般については経済戦争、戦争勃発前の敵性国家に対する経済抑制活動については便宜上経済圧力という用語を用いた。経済圧力と経済戦争は戦争が起る前後の時期的な差をあらわすもので、戦時の敵国に対する経済破壊活動と戦前の敵性国家に対する経済抑制活動は実質的に同様の手段によるものが多く、同じ分類上の対象とした。

### 第1の形態：敵国（交戦国）に対する経済戦争を遂行するための立法措置など法律の整備と行政上の規制活動の強化

目的：自国領土内の企業や個人の直接的、あるいは間接的な利敵行為を封じ込めるため、法律によって経済戦争を遂行する基盤をつくり、行政上の規制活動を強化すること

手段：① 利敵行為を具体的に禁じる法律を策定する。

② 法律と行政措置によって、輸出規制を行う。

③ 法律と行政措置によって、輸入規制を行う。

④ 法律と行政措置によって、船舶輸送の規制を行う。

### 第2の形態：利敵行為に関する機密情報の収集

目的：敵国や敵性国家の経済活動を抑制するために、敵性国家や中立国の利敵行為に関して情報を収集し分析すること。

手段：① 戦時禁制品の荷受人となる疑いのある企業・組織や個人に関する情報を収集する。

② その他の利敵行為を行う疑いのある組織や個人に関する企業・組織や個人に関する情報を収集する。

③ 敵国に対する経済戦争、あるいは敵性国家に対する経済圧力を支援するための経済貿易統計を作成する。またそのために関係する中立国に関する経済貿易統計を作成する。

④ 中立国の利敵行為を行った企業や組織、個人のリストを作成する。

### 第3の形態：中立国からの供給の確保

目的：自国の戦争努力に必要な重要物資について中立国からの供給を確保すること。

手段：① 重要物資の生産や流通を支配する企業に対して支配力を強化する。

② それらの企業に対して、重要物資の一定量を自国に輸出することを約束させる。

③ そのための支払方法や条件を事前に取り決める。

④ 中立国政府と戦時貿易協定を締結し、そのなかで重要物資の輸出の確保をはかる。

⑤ 中立国政府に対して、種々の経済的・政治的・あるいは軍事的便宜供与を自国に与えるよう約束させる。戦時貿易協定もその1つの例だが、政治的・軍事的便宜供与についても協定の締結を求める。

#### 第4の形態：中立国の重要物資の敵国あるいは敵性国家への供給阻止

目的：戦争努力に必要な重要物資が中立国から敵国や敵性国家の手に渡らないように阻止する。

- 手段：① 敵国や敵性国家への中立国からの重要物資の輸出額が、従来の輸出額を超えないように交渉する。超過分の輸出額が、中立国から敵国や敵性国家に再輸出される可能性が生じるからである。
- ② 中立国から、敵国や敵性国家に対する輸出に関して自主的な割り当て計画（rationing programme）を実施させる。
- ③ 中立国から、敵国や敵性国家に対する輸出に関して交戦国や敵性国家に対する輸出に関して強制的な割り当て計画（compulsory rationing programme）を実施する。
- ④ ①から③に関して、戦時貿易協定を結ぶ努力を行う。
- ⑤ アメリカをして、敵国あるいは敵性国家に重要物資が渡らないように輸出ライセンス制度をとらせる。
- ⑥ ⑤に関して、輸出ライセンスの対象を戦争努力に直接役立つような重要物資だけではなく、生活維持のために必要なすべての物資にまで広げる努力をする。
- ⑦ ⑤に関して、輸出ライセンス制度から実質的な輸出禁止の政策へと質的強化が行われることを期待する。
- ⑧ 敵国や敵性国家が他の国から代替の物資の供給をうけないように、中立国にそのような物資の供給を敵国や敵性国家に対して行わないように働きかける。
- ⑨ 中立国の資源に関して、自国の需要がなくても敵国や敵性国家の手に渡らないように先買権による購入（pre-emptive purchases）を行う。

#### 第5の形態：敵性国家に対する最恵国待遇の取り消し

目的：相互主義に基づく貿易上の便宜一切を認めず、敵性国家の通商上の立場を不利におくこと。

手段：通商条約の廃棄を一方向的に通告し、期限を決めて失効させる。

#### 第6の形態：敵国や敵性国家の資産凍結

目的：自国および自国支配の領土内にある敵国の資産を没収したり、敵性国家の資産を凍結する。

手段：① 敵国管理下の資産の没収や敵性国家管理下の資産の凍結を行う。

- ② 敵性国家に関しては、その国との貿易取り引きや金融取り引きを政府管理下におき、自国の国益に反した方法で行われることを禁止する。

#### 第7の形態：敵国への戦時禁制品の供給についての強制力を伴う阻止活動

目的：公海もしくは封鎖線で、敵国に戦争努力に不可欠な重要物資が直接・間接に供給されないように監視・阻止行動をとる。

とくに海上でとられる手段：

- ① 封鎖地域を設定する。
- ② 海軍による実力行使を前提に、禁輸物資を積んでいる嫌疑のある船舶に停戦を命じ、立ち入り検査を行う。（compulsory navicerting）
- ③ 輸出許可証明書、荷受人の支払い証明書、航行適格証明書、船舶適格証明書などの携行を義務づける制度を整備する。

- ④ 強制的な海上臨検では必要書類の点検を行い、嫌疑の濃厚なさいは、その船舶を拿捕し最寄りの海軍基地に連行し、積み荷を改めるなどの強制措置をとる。
- ⑤ 禁輸の対象となった品目が発見されたさいは捕獲審判所で審判を行い、没収するか買い取りを行うかなどを決定する。
- ⑥ 中立国からこうした強制措置について国際法の観点から抗議のなされた場合は、外交交渉に委ねる。

### 第8の形態：敵国に対する封鎖あるいは経済活動破壊のための軍事行動

目的：敵国の戦争遂行に必要とされる物資の獲得を阻止するために、海上・陸上・空中において軍事力を使用すること

手段：海上において

- ① 敵船と敵国の貨物の捕獲
- ② 中立国の旗の下で敵国に直接・間接に向けられる貨物の輸送の阻止
- ③ 敵国の沿岸の封鎖
- ④ 中立国の旗の下に行われる敵国の輸出品の捕獲
- ⑤ 敵国の港への直接攻撃

陸上において

重要な経済地域への侵攻

空中において

- ① 公海上の敵国の船舶輸送への攻撃
- ② 敵国の貿易ルートの重要地点への攻撃
- ③ 重要物資の生産・貯蔵・流通の拠点に対する攻撃

## 第6章 まとめ

敵国に対する経済戦争，あるいは敵性国家に対する経済圧力を以上8つの形態に分析した。その形態の2から7については，経済戦争ばかりでなく交戦状態に入る前の敵性国家に対する経済圧力にも当てはまるものである。ただし1及び8（敵国に対する封鎖あるいは経済破壊活動のための軍事行動）については，交戦状態に入る前の敵性国家にはあてはまらない。

なお経済戦争全体（形態1から8）を示すために過去においてしばしば封鎖という言葉がおおまかに使われた。この小論でも封鎖という言葉を一般的に使った。しかし法的に言えば封鎖は敵国の沿岸の包囲（investment）を指す。封鎖は海軍力によって封鎖された沿岸と外界とのコミュニケーションをいっさい断ち切るためのものである。第1次世界大戦時にはわずかな事例を除いて封鎖は確立されなかったが，第2次世界大戦時にはドイツや日本に対して封鎖が成立した。形態の分析からいえば，形態6，7，8である。ただし，形態8の海上における手段の⑤（敵国の港への直接攻撃），陸上における重要な経済地域への侵攻，空中における手段の②（敵国の貿易ルートの重要地点への攻撃）および③（重要物資の生産・貯蔵・流通の拠点に対する攻撃）については，陸海空3軍の軍事作戦とも重複するので，取り除くこともできる。

さて日本への経済圧力を含めたイギリスの枢軸国に対する経済戦争の第1の段階としての1939年9月から40年6月までの時期には，中立国に対する対応が前面に押し出された。経済戦争の形

態2から5までの手段が主としてとられ、立法・行政的措置に支えられた外交活動が活発化した。

経済戦争の第2の段階である40年6月から41年6月までは、形態4の手段が英米の連携のもとに整備された。また戦争の進展しているヨーロッパではアメリカによる枢軸国やその支配地に対する形態6の手段が登場した。また緊張の高まったアジアでも日本に対する経済圧力としてとくに米英の協力体制のもとに、形態7の③に挙げた輸出許可証明書、荷受人の支払い証明書、航行適格証明書、船舶適格証明書などの携行を義務づける制度が整備され、対日封鎖活動が進展した。

さらに経済戦争の1941年6月からの第3の段階では、ドイツによるソ連攻撃でまぎらわしい中立国であったソ連の立場が否応なく大転回し、封鎖の条件がドイツに対しても、また日本に対しても整った。日本に対しては形態6の資産凍結も徹底した形でとられ、日本が戦争に参加した場合、形態1から8までのすべての経済戦争の手段が総合的に適用される体制が整備されることになった。

さて最後に、1940年10月以降は発表を停止した大蔵省の「外国貿易月報」に代わって、日本銀行が敗戦後間もなく逸散した資料を集めながら編纂を開始した『満州事変以後の財政金融史』によって、経済戦争の第1の段階（1939年9月－1940年6月）、第2の段階（1940年6月－1941年6月）、第3の段階（1941年6月－1941年12月）の日本の世界経済市場からの孤立の状況を眺めて見よう<sup>37</sup>。1938年の欧州からの輸入の構成比率が14%であったのに対し、39年は11%、40年は6%、41年のそれは僅か4%となり、1939年以降の減少は貿易関係の途絶への道のりをたどっている。他方で北米地域からの輸入は、1938年の構成比率が38%、39年と40年が39%と比較的高かったのに対し41年には22%へと激減した。とくにアメリカが1940年7月に導入した選別的輸出ライセンス制度の適用を拡大・強化し、41年7月には日本の資産凍結措置にたどりつき、イギリスの経済戦争の封鎖政策と歩調を合わせるようになったことが反映している。一方で、日本からの欧州や北米地域に向けた輸出の構成比率も1939年以降は激減した。1941年には欧州の構成比率はわずかに2%、北米も12%となっている。

『満州事変以後の財政金融史』は、日本の国際貿易の終局点となった米英蘭の対日資産凍結についての衝撃に関しては概略次のように記述している。「対日資産の凍結にあって日本の世界貿易は円域貿易に転換した。しかし円域貿易で従来第3国貿易に完全に代位させることは不可能であり、資本主義の再生産の進行を不可能にするものであった。それによって軍需生産力を増大させることも望み得ないことであった。したがって販売市場と原料資源の確保のためには日本は軍事的占領を拡大するしかないことになり、日本は太平洋戦争を開始した<sup>38</sup>」

しかしこうした対日資産の凍結と円域貿易への転換より前に、39年世界大戦が始まったとき以来、日本が他の中立国との貿易関係の維持開発をはかる外交努力よりも、戦争必需物資を常により多く確保すべく軍事圧力をかけてきた事実にも目を向けなければならない。41年6月にオランダ領東インドとの重要物資買い付けに関する貿易交渉を、日本の力から見て取るものが少なすぎるとして打ち切りにしたこともその一例であろう。英米両国の対日経済圧力から経済封鎖に至る段階的進化に対して、その綻びを生じさせるための外交活動や武力行使の抑制措置をとらずに、むしろアメリカやイギリスの世論を硬化させて対日経済圧力の連携に力をかした。閉塞的な円ブロック貿易政策に追い込まれてしまったことは歴史の教訓として刻んでおかなければならない。

太平洋戦争勃発で名実ともに全世界的となった経済戦争そのものは、連合国の反撃が始まった1942年後半以降、外交的活動を織り込んだ総合調整活動の重要性を低下させていく。イギリスの経済戦争省はドイツの降伏した1945年5月8日から3週間後の5月28日、日本の敗戦を待つことなく残余の機能を外務省に移して解散した。しかし第2次世界大戦時の経済戦争のノーハウは、戦後世界の経済相互依存関係の重要性を認識させることになった。またさらに重要なことは、経済戦争の経験が戦後の国際社会における経済制裁の方法論や実践のうえで大きな蓄積となって影響を及ぼしていることである。これについては別の機会でとりあげることにする。

なおこの小論文は、文教大学国際学部の平成9年度共同研究の助成を受けた「現代東アジア世界の構図と諸改革の展望」の課題に関連した1部分である。

### 参考文献

- FO837/1A Economic Warfare synopsis, July 1939  
FO837/3 Handbook of Economic Warfare, July 1939  
FO837/4 Handbook of Economic Warfare, August 1939  
FO837/5 Economic Warfare ; Policy  
FO837/12 Monthly Report submitted by the Ministry of Economic Warfare (MEW) 1940 Jan. - 1941 Jan.  
FO837/13 ibid., 1941 Jan. - Dec.  
FO837/14 ibid., 1942 Jan. - Dec.  
FO837/25 Economic Intelligence ; Policy General  
FO837/35 War Cabinet ; Weekly Report, 1940 Mar. - June  
T188 The papers of Sir Frederick Leith-Ross  
T249 European Economic Reconstruction ; Memoranda on Relations with USA, 1941  
T250 Prof. J.M.Keynes ; Draft Memorandum on War Aims and the German New Order, 1941

<sup>1</sup> J.R.M.Butler, History of the Second World War Grand Strategy vol. II, HMSO 1957, p.71

<sup>2</sup> ibid.

<sup>3</sup> History of the Second World War, United Kingdom Civil Series edited by W.K. Hancock, The Economic Blockade vol.1, edited by W.N. Medlicott, H.M.S.O., 1952 p.p. 383-384

<sup>4</sup> ibid., p.p. 13-14, p.384 footnote

<sup>5</sup> ibid., p.384

<sup>6</sup> ibid., p.14

<sup>7</sup> Cross, Ronald H., MP 経済戦争担当相1939.9.3 - 1940.5.14

<sup>8</sup> Leith-Ross, Frederick W. 1932年から46年まで英政府の首席経済顧問, 1939年から42年まで経済戦争省の総局長

<sup>9</sup> 首相をはじめ閣内の外交・国防関係の閣僚を構成員とする戦争指導会議。外部には「戦時内閣」として知られる。戦時内閣の下に軍事調整に関する常設閣僚委員会がつけられ、参謀本部の責任者はこの



会議に参加した。

- 10 「昭和13年度における調査部各課執務報告」『外務省執務報告 調査部 昭和11年—14年』 クレス出版 1995年
- 11 同上 「昭和14年度調査部執務報告」
- 12 Morton, Desmond
- 13 FO837/25 1939-40 Economic Intelligence ; Policy General
- 14 J.R.M. Butler, History of the Second World War Grand Strategy vol. II, HMSO 1957, p.213
- 15 History of the Second World War, United Kingdom Civil Series edited by W.K. Hancock, The Economic Blockade Vol. I edited by W.N. Medlicott, HMSO, 1952, p.471
- 16 ibid., p.471
- 17 ibid., p.472
- 18 鹿島平和研究所編 『日本外交史』 22 南進問題 1973年 85頁
- 19 Craigie, Sir R.
- 20 Llewellyn Woodward, British Foreign Policy in the Second World War, HMSO, 1962, p.165
- 21 Lothian, Marquis of <sup>22</sup>Dalton, Hugh MP 経済戦争担当相 1940.5.15—1942. 2 .21
- 23 Knox, Colonel F.J.
- 24 Stimson, H. L.
- 25 Morgenthau, H.
- 26 日本軍は1940年9月に北部仏印に進駐して援蔣ルートを遮断したが、中国沿岸からはなお大量の援助物資が流入していた。大本営陸軍部は1941年2月26日、海軍と緊密に連携する「沿岸封鎖に関する基本命令」を発令している。奥村房夫監修『近代日本戦争史』第3編 紀伊国屋書店 1995年 460頁参照
- 27 1940年7月27日の大本営政府連絡会議決定の「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」前掲書 第4編 228頁
- 28 Krutikov, First Deputy People's Commissar for Foreign Trade
- 29 The Economic Blockade Vol. I, Appendix III, p.667- 671
- 30 外務省編 『日本外交文書』日米交渉 上巻 1990年 183頁
- 31 鹿島平和研究所編 加瀬俊一著 『日本外交史』 23 日米交渉 1970年176頁
- 32 芦田均 『第二次世界大戦外交史』時事通信社 1959年 307頁
- 33 同上309頁
- 34 日本銀行調査局編 『本邦経済統計』 第8巻 昭和13年—16年版 クレス出版1991
- 35 FO837/13, Date 1941 Jan. — Dec., Monthly Reports submitted by the Ministry of Economic Warfare
- 36 The Economic Blockade vol.1, P.429
- 37 日本銀行調査局特別調査室 『満州事変以後の財政金融史』 1948年 行内限参考資料責任指導者は大内兵衛, 第2編付属統計表
- 38 前掲書 650